

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事に係る規定の改正について

赤磐市では、入札・契約手続きの公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な事務の執行を図るため、下記のとおり規定の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の一部改正

(1) 主な改正内容

- ・最低制限価格と最低制限価格の算定方法を次のとおり改めます。

| 改正前 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・最低制限価格基準率 (A) = (直接工事費 97%+共通仮設費 90%+現場管理費 90%+一般管理費 55%) ÷ 工事価格※ 上限下限なし※ 「特別なもの」については、(A) = 0.7・最低制限価格 (B) = 予定価格 × ((A) - (0.002X + 0.0002Y))※ 上限下限あり (予定価格 × 0.7 ≤ B ≤ 予定価格 × 0.9) |
| 改正後 |
| <ul style="list-style-type: none">・最低制限価格基準率 (A) = (直接工事費 97%+共通仮設費 90%+現場管理費 90%+一般管理費 55%) ÷ 工事価格※ 上限下限あり (0.75 ≤ A ≤ 0.90)※ 「特別なもの」については、上記(式、上限下限)に寄らず、(A) = 0.75 とする。 ただし、解体は (A) = 0.7 とする。・最低制限価格 (B) = 予定価格 × ((A) - (0.002X + 0.0002Y))※ 上限下限なし |

(2) 施工年月日

令和3年4月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用します。